

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	温泉熱を利用した温熱供給およびヒートポンプシステム導入による省エネルギー事業
排出削減事業者名	株式会社阿寒グランドホテル
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	あかん湖鶴雅リゾートスパ 鶴雅ウィングス (北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 6 番 10 号)
事業の概要	本事業は、温泉熱を熱交換器およびヒートポンプを利用して段階的に熱回収する事で A 重油消費量を低減し、地球温暖化の抑制に貢献することを目指すものである。
排出削減量の計画	2012 年度： 103 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 103 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 2 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 009 温泉熱及び温泉排熱のエネルギー利用

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年12月13日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：あかん湖鶴雅リゾートスパ 鶴雅ウィングス (北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目6番10号)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（A重油焚ヒーター及び吸収式冷温水発生器）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により、方法論002が4.7年、方法論009が4.5年、全体で4.6年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該組織の事業者は、「あかん湖鶴雅リゾートスパ 鶴雅ウィングス」を運営しており、宿泊者の来客による浴場利用に伴い、温水を多く使用する。組織では阿寒湖温泉の最も高い源泉温度の温泉を利用しており、その温泉が持つ温泉熱の有効利用により石油燃料での熱源機器の運転を賄うことが目的であった。 組織では、グループホテルにおいて積極的に温泉熱利用や高効率ヒートポンプの導入などにより低炭素経営を目指しており、環境への意識は非常に高かった。そのような背景から、環境配慮への組織の想いと、国内クレジット制度の意義にマッチして、本事業の申請に至ったことを確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002, 009 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。

【方法論 002: ヒートポンプの導入による熱源設備の導入】
適用条件 1 については、既存の吸収式冷温水発生器よりも高効率のヒートポンプシステムに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、導入するヒートポンプシステムは冷温水を製造していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、本事業によりヒートポンプシステムへの更新を行わなかった場合、既存の吸収式冷温水発生器を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 については、ヒートポンプシステムにより生産した冷温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論 009: 温泉熱及び温泉排熱のエネルギー利用】

適用条件 1 については、既存の A 重油ヒーターで供給していた熱量の一部を、温泉熱を用いて供給するように更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業は、プレート式熱交換器を介して熱利用を行う事業であることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、本事業によりプレート式熱交換器への更新を行わなかった場合、既存の A 重油ヒーターを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 については、プレート式熱交換器により生産した温熱はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。

2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。

4) 本事業に使用するポンプ動力の増加によるリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。

--	--

4. 特記事項

なし